

平成27年度 茨城県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度茨城県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	120,326,000m ³
(2) 1日平均処理水量	328,760m ³
(3) 流域関連市町村数	30市町村
(4) 建設改良費	2,804,816千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	17,741,624千円
第1項 営業収益	8,412,360千円
第2項 営業外収益	9,329,184千円
第3項 特別利益	80千円
支 出	
第1款 事業費用	17,356,703千円
第1項 営業費用	16,480,677千円
第2項 営業外費用	708,243千円
第3項 特別損失	159,783千円
第4項 予備費	8,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,300,281千円は、過年度分損益勘定留保資金887,127千円、当年度分損益勘定留保資金1,232,028千円、当年度利益剰余金処分量150,725千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額30,401千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	3,649,607千円
第1項 国庫補助金	1,581,918千円
第2項 企業債	1,277,400千円
第3項 負担金	589,371千円
第4項 固定資産売却代金	80千円
第5項 関連事業収入	200,838千円
支 出	
第1款 資本的支出	5,949,888千円
第1項 建設改良費	2,804,816千円

第2項 資産購入費	46,709千円
第3項 償還金	2,674,781千円
第4項 基金積立金	423,582千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
霞ヶ浦湖北流域下水道工事請負契約	平成28年度	717,274 ^千
霞ヶ浦常南流域下水道工事請負契約	平成28年度	809,307
那珂久慈流域下水道工事請負契約	平成28年度	32,400
霞ヶ浦水郷流域下水道工事請負契約	平成28年度	51,235
那珂久慈ブロック広域汚泥処理工事請負契約	平成28年度	280,584
那珂久慈流域下水道維持管理業務委託契約	自平成28年度 至平成30年度	1,765,000
那珂久慈ブロック広域汚泥処理施設維持管理業務委託契約	自平成28年度 至平成30年度	1,285,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業	1,277,400 ^千	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費等 598,974千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,912,749千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度利益剰余金のうち150,725千円は、次のとおり処分するものと定める。

減債積立金	150,725千円
-------	-----------